

宅地建物取引業免許の概要と流れ

宅建業の知事免許の申請

(事務所が県内のみ)

(標準処理日数30日)

- ・申請先: 石川県建築住宅課(協会経由も可)
- ・申請料: (新規、更新とも) 33,000円(県証紙)
- ・提出部数: 正1部、副2部(計3部)
- ・有効期間5年
- ・免許基準(法第5条)
- ・必要な宅建取引士数(法第15条)

宅建業の大臣免許の申請

(事務所が複数県にある場合)

- ・申請先: 石川県建築住宅課(協会経由も可)
- ・申請料: (新規) 90,000円※1、(更新) 33,000円※2
- ※1: 新潟税務署、日銀(代理店)、郵便局へ登録
免許税を納付(納付書の写しを5面に添付)
- ※2: 収入印紙を申請書5面に貼り付け
- ・提出部数: 正1部、副3部(計4部)
- ・有効期間5年
- ・免許基準(法第5条)
- ・必要な宅建取引士数(法第15条)

or

※ 免許の更新申請は、有効期間満了日の90日～30日前迄に申請すること。(省令第3条)

免許申請

申請書の審査
免許証の作成

免許通知(ハガキで通知)

保証協会への加入
又は
営業保証金を法務局へ直接供託

※ 保証協会加入: 本店60万円、支店30万円/店
営業保証金の直接供託: 本店1000万円、支店500万円/店

営業保証金供託済書又は分担金納付証明書(保証協会加入)を建築住宅課へ提出

宅地建物取引業免許証を交付

問合せ先

北陸地方整備局 建政部 不動産業課
TEL: 025-370-6571
FAX: 025-280-8746